

検察とメディアによってねつ造された「政治とカネ」

これを許せば議会制民主主義が崩壊する

2012.11.9改訂版

平成22年5月17日、石川代議士が釈放後の取り調べを録音。その記録(反訳書)と捜査報告書がインターネットに流出し、両者は似ても似つかないものであると国民の誰もが確認できるようになった。地裁判決でも厳しく指弾された捜査報告書のねつ造について検察が適切な対応を取らないことに対して、小川敏夫元法務大臣は「指揮権発動」を野田総理に相談したが更迭された。

「政治とカネ」、それは、麻生政権下で警察出身の漆間官房副長官を閣内に入れ、政権交代阻止のために始まった、小沢一郎への政治弾圧だ。

東京地検の小沢一郎案件と大阪地検の石井一案件。犠牲者は石川代議士たちと村木厚子元局長。

どちらもFD改ざん事件の前田元検事が担当した。

西松事件の裁判は既に無い。無罪判決で検察の暴走が明らかになることを恐れたからだ。5000万円裏金疑惑は検察とマスコミの合作である。

陸山会事件は冤罪である。70社余りのゼネコン関係者を徹底的に取り調べたが出てこない贈収賄やあっせん利得の事実(前田元検事が裁判で証言)。だから、検察は2回も小沢一郎を不起訴にしたのだ。

自ら起訴出来なかった小沢氏を検察審査会の悪用によって刑事被告人にしたことが、小沢裁判で明らかになった。

2012年4月26日の無罪判決に対して、指定弁護士は合理的な理由もなく控訴。9月26日の控訴審は、指定弁護士の申請した証拠と証人を全て却下し、スピード結審した。

○検察の「ねつ造捜査報告書」を裁判所が厳しく指弾

2012年4月26日、東京地裁は東京第五検察審査会の起訴議決による「強制起訴」によって行われた「小沢裁判」第一審で「無罪判決」を言い渡した。

判決文の中で、東京地検特捜部が検察審査会に提出した捜査報告書がねつ造であり、検察審査会の判断を誤らせたことについて「あってはならないこと」と指摘し、十分な検証がなされるべきとした。しかし、市民団体の告発に対して

検察は田代政弘検事を始めとする関係者を不起訴に。更にはこの問題に関する調査を最高検が行ったが、「記憶違い」という田代検事の説明に問題はなかったという「**調査報告書**」を提出し、結局、減給処分となった田代検事は自主的に退職した。

○しかし、最高検察庁によるその「**調査報告書**」によって、皮肉にも捜査報告書の提出日が**虚偽記載(期ずれ)**であったことが証明された(健全な法治国家のために声をあげる市民の会が追加告発、未だに起訴、不起訴の処分は行われていない)。虚偽有印公文書作成罪は10年以下の懲役という重大な犯罪である。執拗な捜査にも関わらず自ら起訴出来なかった小沢一郎代議士を、検察審査会を悪用して刑事被告人にした検察の暴走によって、日本の政治は大きく混乱した。

○そもそも、あれだけ大騒ぎをした**西松建設の裁判は既にある**。

西松事件を使ったメディアスクラムによって、当時民主党代表であった小沢一郎代議士は、政権交代を目前にして政権交代の選挙に勝つために、自ら代表の座を辞した。

しかし、2010年1月13日の第2回公判で、検察側証人が、問題となった団体は西松検察のダミー団体ではないと証言。敗色濃厚になった検察側は訴因を変更し、陸山会事件と統合。西松建設事件の裁判は事実上なくなった。

○陸山会事件の被疑事実はたった2か月ちょっとの「**期ずれ**」。

仮登記の04年10月末には「**権利能力なき社団**」の陸山会の所有とすることはできず、本登記の05年1月に小澤氏個人と確認書を交わし陸山会の所有になった。だから05年の収支報告書に記載。

4億円の立て替え金について、そもそも**立て替え金を記載する義務はなかった**。

2011年12月20日第11回公判において、指定弁護士と小沢弁護団の双方が証人申請した会計の専門家は、本登記で報告することがむしろ正しいと証言。つまり「**期ずれ**」そのものが否定された。

仮に、前年に記載すべきと当局が判断したのならば、訂正で済むもの。政治資金収支報告書の訂正は、総務省届け出団体(約6000)だけでも多い時で500件ある。

証人「不動産の引き渡し時を特定するのは難しい場合もある。客観的に確定される登

記時が、中小企業であれば基準になります。むしろ、本登記していないものを収支報告書

に計上することに問題が生じる可能性もあります」

弁護人「資産取得と支出の計上時期は、同一年度であったほうがよいと考えますか」

証人「支出だけ記載され、資産の記載がなければ、誤解を生む恐れがあります。例えば前年に5万円の手付金を払い、翌年に95万円で資産を取得したとしても、資産取得代金が『95万円』と記載されるべきではないと考えます」 産経新聞紙面より

○陸山会事件の捜査には、フロッピーディスク改ざん事件の前田元検事も。前田元検事は小沢裁判2012年12月15日の第10回公判で裏金疑惑は検察の「妄想」と証言

指定弁護士「東京地検の見立てがまずいと思ったのは、企業献金の筋の見立てが大きいですか」

証人「そうですね。もっと小沢先生周辺や奥様の資金周りを調べるべきだと思いましたが、それができていなかった。4億円が企業からの献金と『妄想』する人もいたが、正直ついて行けなかったですし、ついて行きませんでした」

「個人的には、自由党が解党になったときの政党助成金がたまっているのでは、と考えました。これも妄想ですけど、(捜査が)変な方向に行っているなと思いました」

産経新聞紙面より

○新生党解党資金についての批判記事によって、皮肉なことに小沢元代表が蓄えてきた政治資金が、**政治改革のために蓄積された軍資金**だったことが証明された。政権交代を実現するため、グループを問わず配付され、解散が一年近く先延ばしにされ資金の枯渇に苦しんでいた議員や候補者は、その資金によって選挙をスタートすることができたと感謝している。

○政治改革のための軍資金として、政治資金を現金で運用するのはよくて、他の運用方法が悪いというのは論理的根拠がない。不動産の取得は当時違法ではない。

○**検察審査会は幽霊？**

「非公開の原則」を盾に情報が公開されないので、本当に開催されたかどうかさえわからない。

確立0%⇨全く別の審査員11人の平均年齢が、34.55歳と2回とも同じ結果。3回平均年齢を訂正。

○検察審査会の審査員選定システムが欠陥品で**恣意的な審査員選定が可能**であることが「くじ引きソフト調査チーム」の**実験により実証された**。

○「**5000万円の裏金疑惑は検察とマスコミの合作**」、小沢氏に説明責任という前に**マスコミが説明責任を果たすべき**。何が事実として確認され、何が誤報（虚偽報道）だったのか。

TBSは「石川議員が水谷建設から裏金5000万円を受けとった現場にたまたま居合わせた男性の証言」というねつ造ビデオを放映したが、森ゆうこが抗議、その後放映されなかった。後日、日刊ゲンダイがその男性を追跡取材。その男性は石川議員と面識はなく、パーティーで見かけたことはあるかも知れないなどと答えた。

約3年間、真偽不明の報道がなされてきた。象徴的だったのは、「大久保秘書が起訴事実を認めた」とする起訴翌日の誤報。NHKをはじめ大手マスコミは、大久保秘書の弁護士に確認するという最低限の取材もせず報道。NHKは国会の総務委員会で追及されるも、未だに訂正も謝罪もしていない。

小沢元代表に説明責任を求める前に、マスコミ各社はまず、これまでの報道の何が事実として確認できたのか。何が捏造報道だったのか説明するべきである。あたかも、贈収賄や斡旋利得があったかのように報道してきたが、そのような事実はなかったということが確認されたからこそ、秘書の起訴事実は単なる期ずれであり、小沢氏を起訴することはできなかった。

○2012年12月15日の第9回公判において、現職の検事が、検察審査会に提出した捜査報告書はねつ造であったことを証言

資金管理団体「陸山会」の土地購入を巡り、政治資金規正法違反（虚偽記載）で強制起訴された民主党元代表、小沢一郎被告（69）の東京地裁（大善文男裁判長）での第9回公判は、15日午後も東京地検特捜部検事として元秘書の衆院議員、石川知裕被告（38）＝1審有罪、控訴中＝を取り調べた田代政弘・新潟地検検事（44）への証人尋問が続いた。石川議員の保釈後の再聴取状況をまとめた捜査報告書に、実際には存在しない供述が記載されていると弁護側に追及され、説明に窮する場面があった。

弁護側が追及したのは、石川議員が元代表の関与を認めた捜査段階の供述を維持した理由について述べたとされる部分。「『選挙民は小沢元代表の秘書だから投票したわけではない』という検事の言葉が効いた」との内容で、元代表を起訴すべきだとした東京第5検察審査会の2回目の議決も重視した部分だが、石川議員による5時間超の「隠し録音」には存在しない。

田代検事は「一言一句記載したわけではない。思い出しつつ作成した。勾留中に話したことと記憶が混同していた」と釈明したが、裁判官も報告書作成の経緯を疑問視。「取り調べメモは一切とっていなかった」との田代検事の説明に、裁判官が「記憶喚起をする物もなく捜査報告書を作ったのか」とただすと、田代検事は「はい」と認めた。

毎日新聞紙面より